

件名	保健所使用料条例の一部を改正する条例
主管課	保福福祉課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>保健所使用料について、後納又は分納させることができる規定及び不還付の例外規定を追加する。</p> <p>条に見出し及び項番号を附する規定整備を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>第3条 保健所の設備を使用し、又は試験、検査を受けようとする者は所定の使用料を添え保健所長に申請しなければならない。</p> <p>既に納付した使用料はこれを還付しない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(使用料の納付時期及び不還付)</p> <p>第3条 保健所の設備を使用し、又は試験若しくは検査を受けようとする者は、所定の使用料を添え保健所長に申請しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めた者に対しては、後納又は分納させることができる。</p> <p>2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> </div>	
施行日	平成17年4月1日